

令和2年4月10日

利用者・ご家族のみなさま

関係機関 各位

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事長 阪上昭次

### 国の緊急事態宣言・兵庫県の緊急事態措置への対応について

平素は、伊丹市社会福祉事業団の各種サービスをご利用いただき心より御礼申し上げます。また、当事業団運営に対し多大なるご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては報道でもご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症蔓延阻止に向け、4月7日に国から緊急事態宣言が発せられ、同日、兵庫県からは緊急事態措置対処方針が示され、8日には伊丹市からも対処方針が示されたところです。

当事業団では、感染症の発生防止に努めてきたところですが、現下の状況に鑑み兵庫県及び伊丹市の方針に準拠した対応として、下記の通り事業を継続していくことといたしましたので、みなさまにお知らせしますとともに、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### ○各事業所の事業継続について

- 各事業所では、従来から感染症の予防に努めてきたところですが、より一層の感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、支援を必要とするご利用者やそのご家族の生活を維持する観点から、サービスの提供を継続します。

##### ○デイサービス等の通所サービス、短期入所サービスについて

- 兵庫県・伊丹市の方針では、家庭での対応が可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請することとなっております。
- 当事業団では、それらの方針に基づき、家庭での対応が可能な場合などに限り、利用の自粛を要請しつつ、ご利用者及びご家族の生活を維持する観点から、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を継続します。

- ・なお、利用自粛に際し訪問介護等のサービスのご利用をご検討の際は、担当ケアマネジャーにご相談いただきますようお願い申し上げます。

○入所施設での面会等中止について

- ・生活の場である入所施設におきましても、感染症防止に万全を期しているところであり、入所者のみなさまの感染を防止するため、引き続き、緊急の場合を除きご家族の面会やボランティアの皆さまのご来訪は中止しております。

以上

【参考】

1. 国の緊急事態宣言を受け、兵庫県の緊急事態措置対処方針では、高齢者施設、障害者施設等に対して次の通り要請されております。
  - 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請
  - 通所・短期入所事業所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛を要請
  - 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業所間の連携強化を要請
  - 面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請
2. 伊丹市対応方針では、高齢者施設・障害者施設に対して次の通り要請されております。
  - 感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業継続を基本とするが、通所・短期入所サービスの利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、利用の自粛を要請する。